

「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」の見直しの方向性について

令和6年12月27日

1. 育児・介護休業法の介護休業等の対象となる「要介護状態」について

- 介護休業等の対象となる「要介護状態」については、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）第2条第3号及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第2条により、「負傷、疾病または身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態」とされている。
- これは、解釈通達において、介護保険制度における「要介護状態」と必ずしも一致するものではないこと、負傷又は疾病にかかり治った後障害が残った場合及び先天的に障害を有する場合を含むこと、乳幼児の通常の成育過程において日常生活上必要な便宜を供与する必要がある場合についてはこれに該当しないが、老齢により身体機能が相当程度低下した場合はこれに該当するものであること等とされている。
- また、「常時介護を必要とする状態」については、介護休業制度における「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」に関する研究会（以下「平成28年研究会」という。座長：佐藤博樹中央大学大学院戦略経営研究科教授）の報告書（平成28年7月）において、「別添1」の「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」によるものとされ、具体的には、
 - ・（1）介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること又は、
 - ・（2）①「座位保持」、②「歩行」、③「移乗」、④「水分・食事摂取」、⑤「排泄」、⑥「衣類の着脱」、⑦「意思の伝達」、⑧「外出すると戻れない」、⑨「物を壊したり衣類を破ることがある」、⑩「周囲の者が何らかの対応を取らなければならないほどの物忘れがある」、⑪「薬の内服」、⑫「日常の意思決定」の12項目のうち、2（「支えてもらえればできる」「一部介助、見守り等が必要」など）が2つ以上あるか、または、3（「できない」「全面的な介助が必要」など）が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められることのいずれかに該当する場合であることとされている。

2. 平成28年7月報告書における「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」

の考え方について

- 現在の「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」の①～⑫の項目については、前述の平成 28 年研究会において、介護を受ける家族が要介護認定を受ける前に介護休業制度等の利用を申し出る場合や、介護保険制度の要介護認定を受けられる年齢（40 歳）に達しない場合等も想定し、介護保険の要介護認定調査票、障害支援区分認定調査票における調査項目を参考にして、仕事と介護を両立する観点から要介護者が日中一人になった場合に危険度が高いと思われる要素を考慮しつつ、代表的かつ労働者にとって比較的わかりやすいと考えられる項目を抽出し、かつ、労働者にもわかりやすい表現となるように作成された経緯がある。

（参考）平成 28 年研究会報告書 P 3 注の抜粋

- ・ 日常生活について一定程度の身体介護が必要となっている場合に、家族が何らかの両立支援制度を利用する必要性が高いと考えられることを踏まえ、介護保険の要介護認定調査票の認定調査項目のうち第 1 群及び第 2 群（起居動作、生活機能）を参考に設定。（①～⑥）
- ・ 認知症等の場合には、日常生活について一定程度の身体介護が必ずしも必要ではない場合であっても、見守りや、介護サービスの手続きなどに手助けを行う必要性が高い場合もあると考えられることを踏まえ、介護保険の要介護認定調査票のうち第 3 群～第 5 群（認知機能、精神・行動障害、社会生活への適応）を参考に設定。（⑦～⑫）
- ・ 要介護認定を受けられる年齢に達しない人であって介護の必要性がある人（障害がある人など）の状態について判断する場合にも、ある程度違和感のない基準とするため、障害支援区分認定調査票における調査項目も参考にしている。（④、⑨）

3. 今般の見直しの経緯について

- 育児・介護休業法に基づく介護休業等は、障害等がある子等を持つ労働者も取得等が可能であるところ、令和 6 年育児・介護休業法の見直しを検討した労働政策審議会建議（令和 5 年 12 月 26 日）や、衆参の附帯決議（令和 6 年 4 月 26 日衆議院厚生労働委員会、令和 6 年 5 月 23 日参議院厚生労働委員会）において、現行の「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」については、主に高齢者介護を念頭に作成されており、「子に障害のある場合や医療的ケアを必要とする場合には解釈が難しいケースも考え得ることから、早急に見直しの検討を開始し、見直すこと。」とされた。

4. 見直しに当たっての主な論点（案）

- 子に障害のある場合や医療的ケアを必要とする場合における、介護休業等を要するような「要介護状態」の認定に当たっては、子の有する障害・疾病による日常生活上の必要な便宜を供与する場合等を念頭において検討していく必要があると考えられる。この際、高齢者や障害者の要介護状態の認定に当たっては、介護保険の要介護認定調査票、障害支援区分認定調査票における調査項目を参考に設定された経緯があることを踏まえれば、障害児の介助の必要性や障害の程度を把握するための「5領域20項目の調査」(障害児通所支援の要否の決定で勘案することとされている調査)との関係性を主に考えることとしてはどうか。

この際、以下(1)～(5)について、どのように考えるか。

(1) 現行の判断基準のうち、解釈が難しい「文言」の特定について

- ・ 現行の判断基準①～⑫や(注1)～(注7)のうち、建議や附帯決議等で指摘された、子に障害がある場合や医療的ケアを必要とする場合などに解釈が難しいと考えられる「文言」は何か。そうした文言を特定し、必要な見直し等を検討することとしてはどうか。

【例】常時介護を必要とする状態に関する判断基準

- ・ ⑧外出すると戻れない
- ・ ⑩周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れがある
- ・ ⑪薬の内服
- ・ (注2) 各項目の2の状態中、「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことである。

(2) 「5領域20項目の調査」との関係性について

- ・ 現行の判断基準と障害児の介助の必要性や障害の程度を把握するための「5領域20項目の調査」とを比較した場合に、現状では、読み込めない項目は何か。そのうち、要介護者が日中一人になった場合に危険度が高いと思われる要素を考慮して、代表的に抽出する項目としては、どのようなものが想定されるか。

【例】障害児の調査項目(5領域20項目)

- ・ 3 認知・行動(10) 危険回避行動
 - ② 声かけ等があれば危険を回避することができる
 - ③ 危険を回避するためには支援者の介入が必要である 等
- ・ 3 認知・行動(12) 見通し(予測理解)

② 声かけがあれば見通しを立てて行動することができる 等

・ 3 認知・行動 (13) 見通し (急な変化対応)

② 声かけがあれば対応できる 等

- ・ なお、現行の 5 領域 20 項目の調査は、令和 6 年 4 月に、それまでの 5 領域 11 項目の調査が、介助の有無や行動障害等の課題のみを把握する内容となっていたのに対し、適切に発達支援の必要性や支給量を判断するとともに、その後の支援に活用していくため、子どもの発達状況等も把握できる調査指標に見直された経緯があり、追加された項目は、介護休業を必要とするような要介護状態の判断との関連性は低い項目であることが想定される。令和 6 年 4 月に追加された項目の中で、育児・介護休業法が想定する「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により、2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態」との関係で、考慮すべき事項はあるか。

(3) 乳幼児期の医療的ケア児等について

- ・ 指定難病患者や小児慢性特定疾病児童等が、障害福祉サービスの支援を受ける際には、「障害支援区分」「5 領域 20 項目の調査」による給付決定を受けることとされている。また、乳幼児期の医療的ケア児については、「5 領域 20 項目」の調査に加えて、「医療的ケアの判定スコアの調査」における医師の判断を踏まえて障害児通所支援の支給の要否及び支給量を決定されている。これは、「5 領域 20 項目」の調査を行った上で、必要となるサービス量の「加算要素」としてスコアの調査結果が勘案されているものと考えられる。医療的ケアの判定スコアの取扱いを含め、医療的ケア児に関連し、判断基準の見直しに当たって、検討・考慮しておくべき事項としてはどのようなものがあるか。

【例】

- ・ 医療的ケア児の多くは症状が重たい者が多いことが想定されるが、現行の判断基準の①～⑥などで読めない医療的ケア児とはどのような者か。
- ・ 今般、認定基準の見直しを検討するに当たっては、現行基準では読めないようなケースがあるかを考える必要があるのではないか。例えば、「見守り」等が必要とされる場合などを特定し、その取扱いを検討する必要があるのではないか。

(4) 高齢者、障害者にとっての使いやすさ

- ・ 今般、子に障害がある場合や医療的ケアを必要とする場合等に解釈しやすい見直しを行うことに伴い、かえって高齢者や障害者にとってわかりにくい表現等となっていないか。また、今日的視点で見た場合に、表現をアップデートすべきような事項はあるか。

(5) その他

- ・ 上記（１）～（４）以外の点で、今般の見直しに当たって、検討しておくべき事項としてはどのようなものがあるか。